



支払われていますか?
超過勤務手当
支払われていない場合は
労働組合へ連絡を

年休積み立て制度の実現

安心して働くことができる環境が医療者を育てる



11月5日に行われた第2回団体交渉では、福利厚生がメインの課題になりました。福利厚生の充実は、安心して働き続けるために重要です。

5日の交渉では、タクシー代全額支給、育児時間の中学入学までの延長と共に、年休積み立て制度の実現を要求しました。

年休積み立て制度とは、病気療養などで長期療養が必要になった時に、積み立てておいた年休を利用して療養に専念できる制度です。民間企業ではすでに導入されているところもあります。

現在、病気休暇制度がありますが有給期間は90日までです。91日目からは無給となります。がんで手術を受け、その後化学療法を受けるようなケースでは90日の病気休暇ではカバーしきれない場合があります。少しでも経済的な心配がなく療養に専念したいという組合員の経験に基づいた要求です。

現状では取得できなかった年休を捨てさせられています。年休を完全取得させず、買取りも積み立ても応じないというのは、不誠実な対応と言わざるを得ません。

私たちの要求 新人看護師計画外配置はなぜ必要か

私たちの要求には「新人看護師計画外配置」という要求があります。これは新人看護師を職場の計画数にカウントせず、2年目以上の看護師で計画数（定数）を充足させるべきだということです。実際に新人は職場に配置され業務につくのですが計画外（定数外）という扱いになります。

医療安全や新人のリアリティーショック緩和の点から、新人が夜勤に入る時期が遅くなっています。2人の新人が配属され半年間夜勤に入らないと、その間、夜勤回数が5回以上になる職員が8人以上出ることになります。欠員や異動があれば9人、10人のスタッフが月5回以上の夜勤を行うことになります。これは非常な負担となります。

大事な新人をゆっくり確実に育てるためにも、新人の計画外配置は必要なのです。



発行 地方独立行政法人都立病院機構労組

@toritubyoin_ro 都立病院のお役立ち情報を発信しています

あなたの職場の健康度は? いますぐチェック →



LINE@
都立病院労組

職場のお悩み相談に乗ります
LINE@アプリの登録が必要です

